**○○校下自主防災組織連絡協議会防災資機材管理運営規定（案）**

（主旨）

第１条　この規定は、自主防災組織に備える防災資機材等の適正な管理及び運用に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規定において、次の各号に挙げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

（１）会長等とは、自主防災組織の会長及び副会長をいう。

（２）隊員とは、自主防災組織の会員をいう。

(管理原則)

第３条　防災資機材等は、主旨に従い常時使用可能な状態を保つよう定期点検を行い、保全管理に努めなければならない。

（管理内容）

第４条　防災資機材などの内容は、別紙に揚げるとおりとする。

（管理責任者）

第５条　防災資機材などの管理責任者は、自主防災組織の会長とする。

（会長等）

第６条　会長等は、隊員に対し、防災資機材などの保全管理等に関し、必要な指示及び指揮又は監督を行うものとする。

（隊員）

第７条　隊員は、防災資機材等の整備点検に留意し、常に良好な状態を保持しなければならない。

２　隊員は、防災訓練及び防災活動にあたるときには、会長などの指揮監督の下に安全管理を第一に優先し、最前の活動を徹底するよう努めなければならない。

（点検記録等）

第８条　防災資機材等の整備点検に際しては、点検記録簿を備え、点検者はその点検結果を記録するとともに、不具合等を発見したときは、会長等に報告しなければならない。

２　会長等は、前項による不具合等の報告を受けたときは、必要な修理又は処置を迅速に実施し、その経過を記録簿に記録しなければならない。

（点検日）

第９条　防災資機材等の定期点検は、原則として毎月１回（各月の１日）実施することとする。

(その他)

第１０条　この規定の施行に必要な事項は、別に定めることとする。

附則

この規定は、令和○年○月○日から施行する。